

埼玉労働局発表
令和6年1月30日(火)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 生木谷忠司
室長補佐 大村 玲子
(電話) 048-600-6205

報道関係者 各位

深谷市公式渋沢栄一ロゴマーク（新一万円 Ver）のデザインを活用し
埼玉県最低賃金の広報ロゴマークを作成しました

埼玉労働局（局長 久知良 俊二）は、深谷市（市長 小島 進）が作成する「深谷市公式渋沢栄一ロゴマーク（新一万円 Ver）」のデザインを活用し、深谷市の協力のもと、以下のとおり「埼玉県最低賃金」の広報用ロゴマークを作成しました。

埼玉労働局では、深谷市と連携しつつ、関係団体等に対して、本ロゴマークの活用を促すことで、「埼玉県最低賃金」の広報活動に取り組んでまいります。

1 ロゴマークデザイン



2 ロゴマークの活用について

- 本ロゴマークは、誰でも使用できます。
- 改変は原則できません。
- 本ロゴマークを埼玉県最低賃金の広報活動以外に活用する場合には、深谷市が指定する方法（下記URL参照）により、ロゴマーク使用の届出をお願いします。

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/kanko/rekishi/jinbutu/14615.html>

画像データ（PNGファイル）